

8 年 3 月 6 日

県民への説明

住 所 福岡県嘉麻市上山田 1347 番地 10

法人名 NPO 法人ふれあい広場上山田駅

代表者名 武 田 雅 基

1 説明に係る事実

令和 5 年度及び令和 6 年度に係る事業報告書等を事業期間終了後 3 ヶ月以内に提出すべきところ、現在に至るまで提出できておりません。

2 事業報告書等の提出がなされてない理由

法人としての活動がなかったため提出不要と誤解していた。

3 今後の提出の予定

今後総会の議決を得て、令和 8 年 4 月 30 日までに、解散をする予定にしています。

今回、法第 29 条に違反し、法第 80 条に基づく過料が科されるような事態が生じたことについて、理事会及び総会において説明をし、関係する皆様方に深く陳謝いたします。